

「化学物質過敏症」の理解のために
～学校ではどんな対応が必要でしょうか？～



1 いわゆる化学物質過敏症とは？

シックハウス症候群との違いは？

極微量の化学物質に反応することによって生じる健康被害を言います。未だに病態や発症メカニズムが明確になっていません。

特定の化学物質に過敏に反応する場合は、物質そのものを避ければ、ある程度の学校生活は可能です。しかし、多種類の化学物質に過敏な場合は、予防的な取組では対応できないこともあり、個に応じた対応も必要になる場合があります。原因が明確ではないこと、個人差があるため、周りから理解と協力が得られず、学習に困難をきたしているケースがあることに留意が必要です。

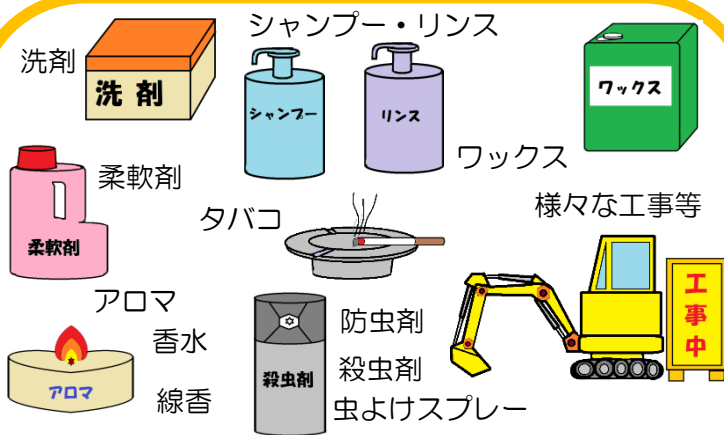
シックハウス症候群とは、学校の新築・改築・改修時に建材や施工材、机・椅子等の備品から発生する化学物質や教材・床ワックス・洗剤・殺虫剤等に含まれる特定の化学物質により、アレルギー症状を引き起こしたり、既往症が悪化したりするものです。

他の要因として、温度・湿度及び気流等環境因子やダニやカビによって発症したり、悪化したりすることもあります。

いわゆる「化学物質過敏症」に比べると、症状の現れ方に個人差が少なく、集団発生することもあります。原因となる化学物質が明確になりやすいため、換気等を行い、時間経過とともに原因物質の濃度を低減させたり、原因物質を除去したりすることで、通常の学校生活は可能です。

2 原因となる可能性のあるもの

3 化学物質過敏症の症状（例）



柔軟剤、芳香剤などの強い香りを伴う製品が多く流通するようになり、それによって様々な症状が出現することがあることから、最近では、「香害」と呼ばれることもあります。



自律神経症状（異常発汗）や精神症状（不眠・不安・うつ状態・記憶困難・集中困難・価値観や認識の変化）等、同時または交互に出現すると言われています。

4 個別対応の基本的な留意点

(1) 「化学物質過敏症」の児童生徒への配慮

原因となる物質や量、症状が多種多様ですので、まずは、担任等の関係教職員が保護者の話をしっかり聞き、子どもの症状や状況に理解を示したうえで、個別の配慮を行うことが大切です。面談時は、使用する部屋の状態についても「この部屋は大丈夫ですか？」等の声掛けを行います。重症度によっては、学校全体や教育委員会との連携が必要になることもあります。

(2) 重症度に応じた対応について

※児童生徒の個々の状態（症状）等によって対応が異なります。（予想される対応例）

- 座席の位置⇒室内の場所によって症状が違ふことがあります。子どもを実際に座らせてみて、授業ができるかどうか確認することも有効です。その際、周りの子どもたちに説明が必要です。
- 教室以外の部屋の確保⇒教室にいられない場合には、一時的に避難できる教室やスペースが必要になります（注：保健室は薬品等の匂いのため逆に症状が悪化することがあります）。
- 学校の修繕時⇒事前に保護者へ修繕内容や使用する成分等を連絡し、理解を得ることも必要です。
- 校外学習等では、計画の段階から保護者へ周知し、緊急時の対応方法等についても十分に協議することが必要です。



5 日常の予防及び留意点

(1) 換気にあたって

- ◎入室時⇒化学物質による反応を避けるためには、教室内の換気を十分に行うことが大切です。特にコンピュータ室、理科室、音楽室等の特別教室や休日明けの教室は、換気が不十分となっている可能性もあることから、使用開始前からの十分な換気に留意することが必要です。
- ◎天候の良い時⇒教室の両側の窓や廊下の窓等を開けて積極的に換気を行い、空気の流れが生じるようにすることが大切です。
- ◎暖房時の換気⇒冬季における室内は暖房による空気の汚れも生じることから、休み時間等定期的に窓を開けて換気をする必要があります。
- ◎理科室及び保健室の薬⇒保管場所及び容器の密閉性に配慮が必要です。
- ◎換気設備の点検・清掃⇒機械の汚れやほこりによる空気の汚染を防ぐためにもこまめに清掃することが大切です。

(2) ワックスがけにあたって

ワックスの成分には、トルエン、キシレン等揮発性有機化合物を含むものがあります。ワックスがけが必要な場所については、可能な限り長期休業中に行い、休業明けまでの間に十分な換気を行うように留意することが必要です。

(3) 殺虫剤等の使用にあたって

衛生害虫等の生息が認められた場合には、児童生徒の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を行うようにする必要があります。特に、校地内の樹木では、害虫の発生を最小限にとどめるために日々の剪定等が有効です。

※やむを得ず殺虫剤等を使用する場合

- 事前に、使用目的、日時、薬剤の種類、使用方法等を教育委員会と相談の上、児童生徒、保護者及び近隣住民にも知らせ、理解を求めることが大切です。（例）学校だよりや保健だよりの活用
- 殺虫剤等の使用は、必要最低限の範囲と量とし、長期休業中に行うといった配慮も必要です。
- 使用後は、児童生徒が薬剤使用場所に立ち入らないように注意することが必要です。

(4) トイレの芳香・防臭剤の使用にあたって

トイレ消臭のための芳香・消臭剤は、可能な限り使用しないようにしてください。



(5) 受動喫煙について

学校は、敷地内全面禁煙になっています。防煙防止教育の一層の推進をお願いします。

(6) 学校用備品購入等に関して

新規の家具、備品や教材等の購入にあたっては、揮発性有機化合物の放散量や含有量に配慮が必要です。設置前後に室内濃度を測定することで、家具が原因であるかの判断が可能になります。使用していない教室で仮置きし、放散させることも有効です。十分に換気することが重要です。